

令和 5 事務年度 所得税及び消費税調査等の状況

令和 6 年 11 月

広島国税局

I 調査等の状況

- 1 所得税の調査等の状況
- 2 消費税（個人事業者）の調査等の状況

II トピックス（主な取組）

- 1 富裕層に対する調査状況
- 2 海外投資等を行っている個人に対する調査状況
- 3 インターネット取引を行っている個人に対する調査状況
- 4 無申告者に対する調査状況
- 5 消費税の還付申告者に対する調査状況
- 6 所得税の不正還付申告書の課税処理の状況

III 参考計表

- 事業所得を有する個人の 1 件当たりの申告漏れ所得金額が高額な上位 10 業種

I 調査等の状況

1 所得税の調査等の状況

○ 選定にA Iを活用するなど、効率的に調査を行った結果、申告漏れ所得金額の総額及び追徴税額の総額は過去2番目を記録

- ・ 「実地調査」の件数は減少したが、申告漏れ所得金額の総額及び追徴税額の総額は増加
- ・ 「簡易な接触」による調査等件数、申告漏れ所得金額の総額及び追徴税額の総額はいずれも増加

(1) 調査等件数及び申告漏れ等の非違があった件数の状況

- 「実地調査」と「簡易な接触」を合わせた「調査等」の合計件数は、41,648件（前事務年度40,893件）。うち申告漏れ等の非違があった件数は29,804件（同28,469件）となっています。
 - ✓ 実地調査の件数は、2,478件（同2,710件）。うち特別調査・一般調査が1,910件（同1,995件）、着眼調査が568件（同715件）となっています。
 - ✓ 簡易な接触の件数は、39,170件（同38,183件）となっています。

(2) 申告漏れ所得（調査等の対象となった全ての年分の合計）金額の状況

- 「実地調査」と「簡易な接触」を合わせた「調査等」による申告漏れ所得金額は、80,554百万円（同74,485百万円）と、過去2番目となっています。
 - ✓ 実地調査による申告漏れ所得金額は、24,378百万円（同23,725百万円）。うち特別調査・一般調査によるものは22,813百万円（同22,012百万円）、着眼調査によるものは1,565百万円（同1,713百万円）となっています。
 - ✓ 簡易な接触による申告漏れ所得金額は、56,176百万円（同50,760百万円）となっています。

(3) 追徴税額（調査等の対象となった全ての年分の合計で加算税を含む。）の状況

- 「実地調査」と「簡易な接触」を合わせた「調査等」による追徴税額は、6,655百万円（同6,197百万円）と、過去2番目となっています。
 - ✓ 実地調査による追徴税額は、4,522百万円（同4,142百万円）。うち特別調査・一般調査によるものは4,418百万円（同4,030百万円）、着眼調査によるものは103百万円（同112百万円）となっています。実地調査による追徴税額を1件当たりで見ると、1,825千円（同1,528千円）となっています。
 - ✓ 簡易な接触による追徴税額は、2,133百万円（同2,055百万円）となっています。

（参考）

- 1 実地調査（特別調査・一般調査）とは、高額・悪質な不正計算が見込まれる事案を対象に深度ある調査を行うもので、特に、特別調査は、多額な脱漏が見込まれる個人を対象に、相当の日数（1件当たり10日以上を目安）を確保して実施しているものです。
- 2 実地調査（着眼調査）とは、資料情報や申告内容の分析の結果、申告漏れ等が見込まれる個人を対象に実地に臨場して短期間で行う調査です。
- 3 簡易な接触とは、原則、納税者宅等に臨場することなく、文書、電話による連絡又は来署依頼による面接を行い、申告内容を是正するものです。

○ 所得税の調査等の状況

区分 項目	実地調査						簡易な接触		調査等合計		
	特別・一般		着眼		計						
		対前年比		対前年比		対前年比		対前年比		対前年比	
調査等件数	1,995		715		2,710		38,183		40,893		
	1,910	95.7%	568	79.4%	2,478	91.4%	39,170	102.6%	41,648	101.8%	
申告漏れ等の 非違件数	1,690		420		2,110		26,359		28,469		
	1,649	97.6%	372	88.6%	2,021	95.8%	27,783	105.4%	29,804	104.7%	
申告漏れ 所得金額	22,012		1,713		23,725		50,760		74,485		
	22,813	103.6%	1,565	91.4%	24,378	102.8%	56,176	110.7%	80,554	108.1%	
追徴 税額	本税	3,374		100		3,473		2,025		5,498	
		3,661	108.5%	92	92.0%	3,753	108.1%	2,108	104.1%	5,861	106.6%
	加算税	656		12		668		30		698	
	758	115.5%	11	91.7%	769	115.1%	25	83.3%	794	113.8%	
計	4,030		112		4,142		2,055		6,197		
	4,418	109.6%	103	92.0%	4,522	109.2%	2,133	103.8%	6,655	107.4%	
一件 当たり	申告漏れ 所得金額	11,034		2,396		8,755		1,329		1,821	
		11,944	108.2%	2,756	115.0%	9,838	112.4%	1,434	107.9%	1,934	106.2%
	本税	1,691		140		1,282		53		134	
		1,917	113.4%	162	115.7%	1,514	118.1%	54	101.9%	141	105.2%
加算税	329		17		247		1		17		
	397	120.7%	20	117.6%	310	125.5%	1	100.0%	19	111.8%	
計	2,020		157		1,528		54		152		
	2,313	114.5%	182	115.9%	1,825	119.4%	54	100.0%	160	105.3%	

(注) 1 令和5年7月から令和6年6月までの間の実績で、いずれも調査等の対象となった全ての年分の合計の計数である。

2 上段は、前事務年度の計数である。

3 「簡易な接触」の件数には、更正の請求等に基づく減額更正や添付書類の未提出に対する提出依頼を行った件数等を含む。

4 追徴税額（本税）には、復興特別所得税額を含む。

（参考）譲渡所得の調査等の状況

- 所得税のうち譲渡所得に係る調査等の件数が、972件（前事務年度1,357件）であり、そのうち申告漏れ等の非違があった件数が、781件（同1,103件）となっています。申告漏れ所得金額（調査等の対象となった全ての年分の合計）は、5,428百万円（同6,850百万円）となっています。

○ 譲渡所得の調査等の状況

事務年度等 項目	4事務年度	5事務年度	対前年比
①	件	件	%
調査等件数	1,357	972	71.6
土地建物等	763	679	89.0
株式等	594	293	49.3
②	件	件	%
申告漏れ等の非違件数	1,103	781	70.8
土地建物等	580	504	86.9
株式等	523	277	53.0
③	%	%	ポイント
非違割合 (② / ①)	81.3	80.3	▲ 1.0
土地建物等	76.0	74.2	▲ 1.8
株式等	88.0	94.5	6.5
④	百万円	百万円	%
申告漏れ所得金額	6,850	5,428	79.2
土地建物等	3,647	3,247	89.0
株式等	3,203	2,180	68.1
⑤	万円	万円	%
1件当たり申告漏れ所得金額 (④ / ①)	505	558	110.5
土地建物等	478	478	100.0
株式等	539	744	138.0

(注) 1 土地建物等は、土地建物（分離譲渡所得）及び金地金等（総合譲渡所得）である。

2 土地建物等は、課税年分ごとに1件としている。

2 消費税（個人事業者）の調査等の状況

- 消費税については調査等合計の追徴税額の総額は過去最高を記録
 - ・ 「実地調査」の非違件数、追徴税額の総額及び1件当たりの追徴税額は増加
 - ・ 「簡易な接触」による調査等件数、非違件数は増加

(1) 調査等件数及び申告漏れ等の非違があった件数の状況

- 「実地調査」と「簡易な接触」を合わせた「調査等」の合計件数は、4,613件（前事務年度4,332件）。うち申告漏れ等の非違があった件数は3,043件（同2,796件）となっています。
 - ✓ 実地調査の件数は、1,312件（同1,322件）。うち特別調査・一般調査が1,091件（同1,069件）、着眼調査が221件（同253件）となっています。
 - ✓ 簡易な接触の件数は、3,301件（同3,010件）となっています。

(2) 追徴税額（調査等の対象となった全ての年分の合計で加算税を含む。）の状況

- 「実地調査」と「簡易な接触」を合わせた「調査等」による追徴税額は、1,984百万円（同1,892百万円）と、過去最高になっています。
 - ✓ 実地調査による追徴税額は、1,663百万円（同1,449百万円）。うち特別調査・一般調査によるものは1,624百万円（同1,423百万円）、着眼調査によるものは39百万円（同26百万円）となっています。実地調査による追徴税額を1件当たりで見ると、1,268千円（同1,096千円）となっています。
 - ✓ 簡易な接触による追徴税額は、321百万円（同443百万円）となっています。

○ 消費税（個人事業者）の調査等の状況

項目	区分	実地調査						簡易な接触		調査等合計	
		特別・一般		着眼		計					
			対前年比		対前年比		対前年比		対前年比		対前年比
調査等件数	件	1,069		253		1,322		3,010		4,332	
		1,091	102.1%	221	87.4%	1,312	99.2%	3,301	109.7%	4,613	106.5%
申告漏れ等の非違件数	件	886		138		1,024		1,772		2,796	
		903	101.9%	151	109.4%	1,054	102.9%	1,989	112.2%	3,043	108.8%
追徴税額	本税	1,151		21		1,172		429		1,602	
		1,315	114.2%	32	152.4%	1,347	114.9%	307	71.6%	1,654	103.2%
	加算税	272		5		277		14		291	
	計	309	113.6%	8	160.0%	316	114.1%	14	100.0%	330	113.4%
一件当たり	本税	1,423		26		1,449		443		1,892	
		1,624	114.1%	39	150.0%	1,663	114.8%	321	72.5%	1,984	104.9%
	加算税	254		19		209		5		67	
	計	283	111.4%	34	178.9%	241	115.3%	4	80.0%	72	107.5%
一件当たり	本税	1,331		103		1,096		147		437	
		1,488	111.8%	178	172.8%	1,268	115.7%	97	66.0%	430	98.4%
	加算税	254		19		209		5		67	
	計	283	111.4%	34	178.9%	241	115.3%	4	80.0%	72	107.5%

- (注) 1 令和5年7月から令和6年6月までの間の実績で、いずれも調査等の対象となった全ての年分の合計の計数である。
 2 上段は、前事務年度の計数である。
 3 「簡易な接触」の件数には、更正の請求等に基づく減額更正や添付書類の未提出に対する提出依頼を行った件数等を含む。
 4 消費税の追徴税額には、地方消費税（譲渡割額）を含む。

Ⅱ トピックス（主な取組）

1 富裕層に対する調査状況

～ 1件当たり追徴税額は所得税の実地調査（特別・一般）全体の約 2.4 倍～

- 有価証券・不動産等の大口所有者、経常的な所得が特に高額な個人、海外投資等を積極的に行っている個人など、「富裕層」に対して、資産運用の多様化・国際化が進んでいることを念頭に積極的に調査を実施しています。
- 富裕層に対する調査の1件当たりの追徴税額は、5,545 千円となっており、所得税の実地調査（特別・一般）全体の 2,313 千円に比べ、約 2.4 倍となっています。
- 特に、海外投資等を行っている「富裕層」に対する調査の1件当たりの追徴税額は 7,023 千円となっており、所得税の実地調査（特別・一般）全体の 2,313 千円に比べ、約 3.0 倍となっています。
 - 令和5事務年度においては、88 件（前事務年度 122 件）実地調査（特別・一般）を実施しました。
 - 1件当たりの申告漏れ所得金額は、19,478 千円（同 18,652 千円）と所得税の実地調査（特別・一般）全体の 11,944 千円（同 11,034 千円）に比べ、約 1.6 倍となっており、申告漏れ所得金額の総額は、1,714 百万円（同 2,276 百万円）に上ります。
 - また、追徴税額の総額は 488 百万円（同 618 百万円）に上ります。

○ 富裕層に対する調査の状況

項目	事務年度等			令和5 実地調査 (特別・一般) 全体	
	令和4	令和5	対前年比		
調査件数 件	122	88	72.1%	1,910	
申告漏れ等の非違件数 件	91	72	79.1%	1,649	
申告漏れ所得金額 千円	2,276	1,714	75.3%	22,813	
追徴税額 千円	618	488	79.0%	4,418	
1件当たり	申告漏れ所得金額 千円	18,652	19,478	104.4%	11,944
	追徴税額 千円	5,066	5,545	109.5%	2,313

○ 海外投資等をした「富裕層」に対する調査の状況

項目	事務年度等			令和5 実地調査 (特別・一般) 全体	
	令和4	令和5	対前年比		
調査件数 件	35	28	80.0%	1,910	
申告漏れ等の非違件数 件	24	23	95.8%	1,649	
申告漏れ所得金額 千円	1,464	540	36.9%	22,813	
追徴税額 千円	302	197	65.2%	4,418	
1件当たり	申告漏れ所得金額 千円	41,829	19,285	46.1%	11,944
	追徴税額 千円	8,631	7,023	81.4%	2,313

2 海外投資等を行っている個人に対する調査状況

～ 1 件当たり追徴税額は所得税の実地調査（特別・一般）全体の約 2.1 倍～

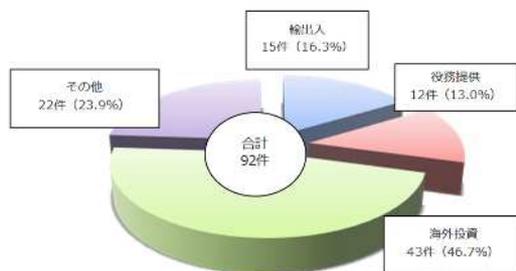
- 経済社会の国際化に適切に対応していくため、有効な資料情報の収集に努めるとともに、海外投資を行っている個人や海外資産を保有している個人などに対して、国外送金等調書、国外財産調書、租税条約等に基づく情報交換制度のほか、CRS情報（共通報告基準に基づく非居住者金融口座情報）などを効果的に活用し、積極的に調査を実施しています。
- 海外投資等を行っている個人に対する調査の1件当たりの追徴税額は、4,791千円となっており、所得税の実地調査（特別・一般）全体の2,313千円に比べ、約2.1倍となっています。

- 令和5事務年度においては、92件（前事務年度98件）実地調査（特別・一般）を実施し、申告漏れ所得金額の総額は1,525百万円（同2,283百万円）に上ります。
- また、追徴税額の総額は441百万円（同450百万円）に上ります。

○ 海外投資等を行っている個人に対する調査の状況

項目	事務年度等		対前年比	令和5 実地調査 (特別・一般) 全体	
	令和4	令和5			
調査件数	98	92	93.9%	1,910	
申告漏れ等の非違件数	78	74	94.9%	1,649	
申告漏れ所得金額	2,283	1,525	66.8%	22,813	
追徴税額	450	441	98.0%	4,418	
一件当たり	申告漏れ所得金額	23,296	16,575	71.1%	11,944
	追徴税額	4,595	4,791	104.3%	2,313

○ 取引区分別の調査の状況



(注) () 内の数値は構成比

【1件当たりの申告漏れ所得金額】



- 1 「輸 入」：事業に係る売上及び原価に係る取引で、海外の輸出（入）業者との契約による取引をいう。
- 2 「役務提供」：工事請負、プログラム設計など海外において行う、労力、技術等の第三者に対するサービスの提供をいう。
- 3 「海外投資」：海外の不動産、証券などに対する投資（預貯金等の海外での蓄財を含む。）をいう。
- 4 「そ の 他」：海外で支払を受ける給与など、1～3に該当しない取引等をいう。

3 インターネット取引を行っている個人に対する調査状況

～暗号資産等取引の1件当たり追徴税額は所得税の実地調査（特別・一般）全体の約1.2倍～

- インターネット上のプラットフォームを介して行うシェアリングエコノミー等新分野の経済活動（注）に係る取引や暗号資産（仮想通貨）等の取引を行っている個人に対しては、資料情報の収集・分析に努め、積極的に調査を実施しています。

（注） シェアリングエコノミー等新分野の経済活動とは、シェアリングビジネス・サービス、ネット広告（アフィリエイト等）、デジタルコンテンツ、ネット通販、ネットオークションその他新たな経済活動を総称した経済活動のことをいいます。

- 暗号資産等取引を行っている個人に対する調査の1件当たりの追徴税額は2,883千円と、所得税の実地調査（特別・一般）全体の2,313千円に比べ、約1.2倍となっています。

<シェアリングエコノミー等新分野の経済活動に係る取引を行っている個人に対する調査状況>

- 令和5事務年度においては、64件（前事務年度69件）実地調査（特別・一般）を実施しました。
- 1件当たりの申告漏れ所得金額は、8,606千円（同24,093千円）となっています。また、申告漏れ所得金額の総額は551百万円（同1,662百万円）に上ります。
- 1件当たりの追徴税額は1,302千円（同4,326千円）となっています。また、追徴税額の総額は83百万円（同298百万円）に上ります。

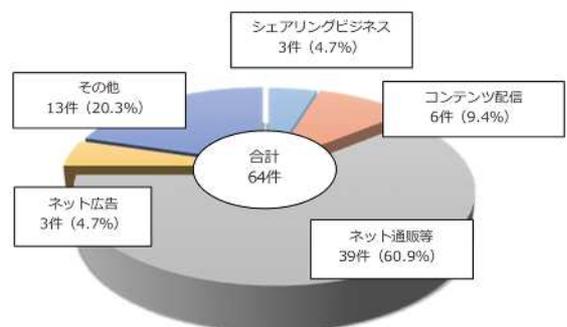
<暗号資産（仮想通貨）等取引を行っている個人に対する調査状況>

- 令和5事務年度においては、32件（前事務年度39件）実地調査（特別・一般）を実施しました。
- 1件当たりの申告漏れ所得金額は、11,870千円（同13,992千円）となっています。また、申告漏れ所得金額の総額は380百万円（同546百万円）に上ります。
- 1件当たりの追徴税額は2,883千円（同3,923千円）となっています。また、追徴税額の総額は92百万円（同153百万円）に上ります。

○ シェアリングエコノミー等新分野の経済活動に係る取引（調査状況）

項目	事務年度等		対前年比	令和5 実地調査 (特別・一般) 全体	
	令和4	令和5			
調査件数	69	64	92.8%	1,910	
申告漏れ等の非違件数	51	51	100.0%	1,649	
申告漏れ所得金額	1,662	551	33.2%	22,813	
追徴税額	298	83	27.9%	4,418	
一件当たり	申告漏れ所得金額	24,093	8,606	35.7%	11,944
	追徴税額	4,326	1,302	30.1%	2,313

【取引区分別の調査状況】



○ 暗号資産（仮想通貨）等取引（調査状況）

項目	事務年度等		対前年比	令和5 実地調査 (特別・一般) 全体	
	令和4	令和5			
調査件数	39	32	82.1%	1,910	
申告漏れ等の非違件数	32	29	90.6%	1,649	
申告漏れ所得金額	546	380	69.6%	22,813	
追徴税額	153	92	60.1%	4,418	
一件当たり	申告漏れ所得金額	13,992	11,870	84.8%	11,944
	追徴税額	3,923	2,883	73.5%	2,313

（注）（ ）内の数値は構成比

（参考）：主な取引例

- 1 シェアリングビジネス・・・民泊、カーシェアリング、クラウドソーシングなど
- 2 ネット通販等・・・ネット通販、ネットオークション、ドロップシッピングなど
- 3 ネット広告・・・アフィリエイトなど
- 4 その他・・・1～3に該当しない経済活動に該当する取引

4 無申告者に対する調査状況

～消費税の追徴税額の総額及び1件当たり追徴税額が過去最高～

- 無申告は、申告納税制度の下で自発的に適正な納税をしている納税者に強い不公平感をもたらすこととなるため、的確かつ厳格に対応していく必要があります。こうした無申告者に対しては、更なる資料情報の収集及び活用を図るなどして、実地調査のみならず、簡易な接触も活用し積極的に調査を実施しています。
- 消費税無申告者への消費税の追徴税額の総額は過去最高の1,012百万円に上ります。また、1件当たりの追徴税額も2,523千円と過去最高となっています。

<所得税無申告者に対する調査状況>

- 令和5事務年度においては、292件（前事務年度314件）実地調査（特別・一般）を実施しました。
- 1件当たりの申告漏れ所得金額は、20,811千円（同19,468千円）で、所得税の実地調査（特別・一般）全体の11,944千円（同11,034千円）に比べ約1.7倍となっています。また、申告漏れ所得金額の総額は6,077百万円（同6,113百万円）に上ります。
- 1件当たりの追徴税額は3,071千円（同2,530千円）で、所得税の実地調査（特別・一般）全体の2,313千円（同2,020千円）の約1.3倍となっています。また、追徴税額の総額は897百万円（同794百万円）に上ります。

<消費税無申告者に対する調査状況>

- 令和5事務年度においては、401件（同430件）実地調査（特別・一般）を実施しました。
- 1件当たりの追徴税額は2,523千円（同2,331千円）で、消費税の実地調査（特別・一般）全体の1,488千円（同1,331千円）の約1.7倍となっています。また、追徴税額の総額は1,012百万円（同1,003百万円）に上ります。

○ 無申告者に対する調査の状況

<所得税>

項目	事務年度等			令和5 実地調査 (特別・一般) 全体	
	令和4	令和5	対前年比		
調査件数 件	314	292	93.0%	1,910	
申告漏れ所得金額 百万円	6,113	6,077	99.4%	22,813	
追徴税額 百万円	794	897	113.0%	4,418	
1件当たり	申告漏れ所得金額 千円	19,468	20,811	106.9%	11,944
	追徴税額 千円	2,530	3,071	121.4%	2,313

<消費税>

項目	事務年度等			令和5 実地調査 (特別・一般) 全体
	令和4	令和5	対前年比	
調査件数 件	430	401	93.3%	1,091
追徴税額 百万円	1,003	1,012	100.9%	1,624
1件当たり追徴税額 千円	2,331	2,523	108.2%	1,488

5 消費税の還付申告者に対する調査状況

- 消費税の還付申告は、申告書の添付書類や保有する資料情報等に基づき厳格な審査を行い、申告内容に疑義がある場合には、還付を保留し、実地調査等を行うなどして還付原因等の解明・確認を実施しています。

<消費税の還付申告者への調査状況>

- 令和5事務年度においては、39件(前事務年度42件)実地調査を実施しました。
- 追徴税額の総額は28百万円(同23百万円)に上ります。

○ 消費税の還付申告者への調査の状況

項目	事務年度等		令和4	令和5	対前年比
調査件数	件		42	39	92.9%
申告漏れ等の非違件数	件		23	23	100.0%
追徴税額	百万円		23	28	121.7%
1件当たり追徴税額	千円		542	724	133.6%

- (注) 1 令和5事務年度は、令和4年1月1日から令和4年12月31日までの課税期間における消費税及び地方消費税の還付申告を行っている個人事業者のうち、令和5事務年度に実地調査行った件数である。
- 2 令和4事務年度は、令和3年1月1日から令和3年12月31日までの課税期間における消費税及び地方消費税の還付申告を行っている個人事業者のうち、令和4事務年度に実地調査行った件数である。
- 3 消費税の追徴税額には、地方消費税(譲渡割額)を含む。

6 所得税の不正還付申告書の課税処理の状況

- 所得税の不正還付は、いわば国庫金の詐取ともいえる悪質性が高い行為であるため、特に厳格な審査・調査を実施しています。
- また、急増する不正還付申告に厳格に対応すべく、警察当局との連携も強め、悪質な不正還付申告書の提出が確認され、詐欺罪等に該当すると判断した場合には、必要に応じて刑事責任追及のための対応を行うことで、適正・公平な課税の実現に努めています。

(注) 各種情報に照らして必要があると認められる場合は、還付金の支払いを一旦保留しつつ、還付申告の内容が適正であるかを確認するため、勤務先等に給与等の支払実績の確認をお願いすることや、職員がご自宅等に直接赴き、実地で調査を行うなどにより確認を行っております。

<所得税の不正還付申告書の課税処理の状況>

- 令和5事務年度においては、61件（前事務年度27件）課税処理しました。
- 追徴税額の総額は14百万円（同7百万円）に上ります。

○ 所得税の不正還付申告書の課税処理の状況

項目	事務年度等		令和4	令和5	対前年比
		件			
処 理 件 数		件	27	61	225.9%
追 徴 税 額		百万円	7	14	200.0%
1 件 当 たり 追 徴 税 額		千円	275	230	83.6%

Ⅲ 参考計表

○ 事業所得を有する個人の1件当たりの申告漏れ所得金額が高額な上位10業種

順位	業 種 目	1件当たりの 申告漏れ 所得金額	1件当たりの 追徴税額 (含加算税)	前 年 の 順 位
		万円	万円	位
1	小 売 業 ・ 犬	2,970	783	-
2	歯 科 医	2,472	878	9
3	防 水 工 事	2,074	579	8
4	土 木 工 事	1,888	473	15
5	鉄 骨 、 鉄 筋 工 事	1,774	264	-
6	内 装 工 事	1,723	362	11
7	板 金 工 事	1,415	255	-
8	建設、設備工事労務者	1,410	157	13
9	酒 場	1,105	109	-
10	一 般 海 面 漁 業	1,078	108	-

- (注) 1 上記調査事績は、特別調査及び一般調査に基づく実施結果である。
- 2 「前年の順位」は、事業所得を有する個人の前年の1件当たりの申告漏れ所得金額が高額な上位15位に該当するものについて、その順位を記載している。

(付表) 事業所得を有する個人の1件当たりの申告漏れ所得金額が高額な業種

	平成26事務年度		平成27事務年度		平成28事務年度		平成29事務年度		平成30事務年度	
	業種目	1件当たり申告漏れ所得 万円								
1	風俗業	2,803	風俗業	3,128	鉄骨、鉄筋工事	1,514	眼科	4,321	自動車小売業	2,185
2	くず金卸売業	2,177	スタンドバー	1,270	人材派遣	1,360	一般自動車整備	1,609	コンピニア	1,601
3	水産養殖業	1,271	鉄骨、鉄筋工事	1,131	解体工事	1,325	製図設計士	1,310	内装工事	1,250
4	スタンドバー	1,264	防水工事	1,118	くず金卸売業	1,295	自動車小売業	1,144	防水工事	1,089
5	内装工事	1,112	冷暖房設備工事	1,082	司法行政書士	1,142	建設、設備工事	1,076	型枠工事	1,038

	令和元事務年度		令和2事務年度		令和3事務年度		令和4事務年度		令和5事務年度	
	業種目	1件当たり申告漏れ所得 万円	業種目	1件当たり申告漏れ所得 万円	業種目	1件当たり申告漏れ所得 万円	業種目	1件当たり申告漏れ所得 万円	業種目	1件当たり申告漏れ所得 万円
1	風俗業	6,663	水道衛生工事	1,525	建設、設備工事労働者	1,393	冷暖房設備工事	2,355	小売業・犬	2,970
2	美容	2,043	塗装工事	1,240	土木工事	1,332	貨物軽車両運送	1,615	歯科	2,472
3	防水工事	1,454	土木工事	1,223	電気配線工事	1,188	一般貨物自動車運送	1,521	防水工事	2,074
4	焼肉	1,438	解体工事	1,211	果樹栽培農業	1,137	外構工事	1,305	土木工事	1,888
5	製図設計士	1,321	一般土木建築工事	1,190	内装工事	1,100	とび工事	1,302	鉄骨、鉄筋工事	1,774

(注) 1件当たりの申告漏れ所得は、調査全年分に係るものである。